

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成30事業年度)

基 金 の 名 称	施設園芸等燃油価格高騰対策基金
法 人 名	一般社団法人日本施設園芸協会
基 金 額	12,026百万円(うち国庫補助金12,026百万円。平成30年4月1日現在)
基 金 事 業 の 概 要	○ 施設園芸等セーフティネットの構築への支援 農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格が高騰した際に農業者に補てん金を交付するセーフティネットを構築するため、資金造成のための積立を行う農業者に対し支援を行う。

2. 見直し結果(平成30事業年度)

項 目	講 ず る 措 置						
実施した見直しの概要	○ 外部識者からなる審査委員会を開催し、第三者による進捗管理を行うなど、適切な事業を実施(平成26年度～) ○ 基金の運営に当たっては、各年度の予算を区分経理して管理するとともに、基金事業完了時に残高が生じた場合は国に報告する仕組みであることを事業実施要領に明記。(平成26年度～) ○ 平成29年秋の年次公開検証(行政改革推進本部「秋のレビュー」)での指摘を受け、事業執行計画を厳しく再度精査し、使用される見込みのない1,524,900,000円を平成30年3月に国庫返納した。						
基金事業を終了する時期	○ 施設園芸等セーフティネットの構築への支援 令和2年10月末に基金事業終了予定。						
基金事業の目標	○ 主要な施設園芸等産地における燃油使用量を15%以上削減						
目標達成度の評価	○ 平成28事業年度が目標年度となっている施設園芸産地の燃油使用量削減率は目標を上回っており、事業の効果があった。 平成29事業年度を目標年度としている場合は、翌事業年度に提出される事業実施状況報告書により10月末に把握することとしており、現時点では評価できない。						
基金の保有割合	○ 保有割合は、1. 24 算出根拠 平成29年度末基金残高(12,026百万円)／事業が完了するまでに必要となる補助金等額(9,720百万円(平成30年度所要額(6,216百万円)+平成31年度所要額(3,503百万円+平成29年度交付決定額に対する平成30年度支出額1百万円))で算出						
使用見込の低い基金等の取扱の検討結果	<table border="1"> <tr> <td>使用見込の低い基金等の該当の有無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>[有の場合]該当する理由 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(使用見込の低い基金等に該当する場合の検討結果) A重油等の燃油価格は、為替や国際的な商品市況の変動を受けやすいこと、その年の気温等の天候により燃油の使用量が変動しやすいことから、その動向を予測することは困難な性質がある。産地では燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めているところであるが、省エネ等の取組だけでは力バーしきれない燃油価格高騰に対しては、引き続き、その影響を緩和するセーフティネットにより経営の安定を図る必要があることから、本対策については、事業期限を平成29年度から令和元年の3年間としたところであり、平成30年度以降においても基金を使用する見込みがあるため。</td> <td></td> </tr> </table>	使用見込の低い基金等の該当の有無	有	[有の場合]該当する理由 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金		(使用見込の低い基金等に該当する場合の検討結果) A重油等の燃油価格は、為替や国際的な商品市況の変動を受けやすいこと、その年の気温等の天候により燃油の使用量が変動しやすいことから、その動向を予測することは困難な性質がある。産地では燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めているところであるが、省エネ等の取組だけでは力バーしきれない燃油価格高騰に対しては、引き続き、その影響を緩和するセーフティネットにより経営の安定を図る必要があることから、本対策については、事業期限を平成29年度から令和元年の3年間としたところであり、平成30年度以降においても基金を使用する見込みがあるため。	
使用見込の低い基金等の該当の有無	有						
[有の場合]該当する理由 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金							
(使用見込の低い基金等に該当する場合の検討結果) A重油等の燃油価格は、為替や国際的な商品市況の変動を受けやすいこと、その年の気温等の天候により燃油の使用量が変動しやすいことから、その動向を予測することは困難な性質がある。産地では燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めているところであるが、省エネ等の取組だけでは力バーしきれない燃油価格高騰に対しては、引き続き、その影響を緩和するセーフティネットにより経営の安定を図る必要があることから、本対策については、事業期限を平成29年度から令和元年の3年間としたところであり、平成30年度以降においても基金を使用する見込みがあるため。							